

FAX通信書

2025年12月25日

西廣陽子氏・加城千波氏代理人

弁護士 佃克彦 先生

伊藤詩織氏代理人 弁護士 師岡 康子
弁護士 神原 元

【貴職との交渉の終了について】

- 1 当職らは、本年2月以来、貴職に対し、本件に関し、第三者を巻き込まず、当事者間での対面による率直な意見交換により問題を解決することを申し入れ、その際は、経過説明とともに、修正バージョンをお見せすると繰り返しお伝えしてきましたが、貴職において拒絶された状態が続いてきました。
- 2 すなわち、2月27日午後6時頃、貴職の事務所において、神原から「腹案だが、防犯カメラの部分については『双方の意見を尊重する』とし、その他の部分について修正バージョンを確認して意見を頂戴しつつ調整するという線で和解できないか」と提案すると、貴職は、「防犯カメラについて『双方の意見を尊重する』ということはありえない」「修正バージョンを見てお墨付きを与える結果になるので、当方にメリットがない」等と発言し、3月3日には、協議を行う前提として、伊藤さん本人が貴職らの2回の会見と同質・同量の記者会見をしてほしいとの旨のFAX文書を送付されました。また、西廣弁護士は、3月19日には「映画の修正に関する具体的な相談や提案もなく、修正された映像の提示もない」として再び元依頼者である伊藤氏を公に非難するコメントを公表しましたが、これは、神原が2月27日に、修正バージョンを見せる等具体的な相談をした事実を無視したものであり、貴職から西廣弁護士にその旨が伝わっているのか疑わざるを得ないものでした。
さらに、今般送付されてきた質問についても、当職らは、7月11日付けで「修正版の調整は他の権利者の意向もあり、極めてデリケートかつ複雑な問題が絡む」ため、「(伊藤氏)ご自身から先生方にご説明できるよう諸々調整」している旨連絡し、9月8日には「お問い合わせの件も含めて伊藤氏自身の口から直接ご説明申し上げるのが

最も誠意ある態度であると思料して」いる旨連絡し、10月6日には、「伊藤氏が直接お会いし、映画の修正に関する具体的なご提案、ご説明を行いたいと面談」を申し入れ、10月17日には「話し合いの席で映画の修正部分をお見せし、ご意見を頂きたい」旨提案し、神原が11月6日付けFAXと7日付け内容証明でも同様の申し入れをしているにも拘わらず、貴職は、これらをいずれも拒絶しました。そして、12月11日、西廣弁護士は、再度、「『映画を修正した』とか『修正バージョンを見て』という話は一切ありませんでした」等と元依頼者である伊藤氏を非難し、当職らの提案についても「日本で映画を上映するための既成事実をつくり、それに利用されるのだと感じました」等とするコメントを、メディアを通じて公に発表しました。

3 12月11日付けで公表された西廣弁護士のコメントを見れば、貴職らが、未だ「防犯カメラ」の許諾問題に固執し、「防犯カメラ」の映像を映画から削除しない限り、元依頼者である伊藤氏を非難する姿勢を変えないと立場に立っていることが明らかです。

京都朝鮮学校襲撃事件で画期的な勝訴判決を勝ち取った弁護団の1人である富増四季弁護士は、12月21日に「伊藤詩織氏さんの映画をめぐる会見について、弁護士として考えたこと」と題する論考を公表し、その中で、「弁護士が抱いた不満や抗議の思いは、非公開で、弁護士・依頼者間での折衝を通じて解決を模索すべきものだったように見受けられます。紛議調停といった手続も弁護士会には準備されています。法律論をふりかざした公開の場での糾弾という手段を用いるべきではなかったと、私は考えています」と貴職の手法を批判していますⁱが、当職らも同様に感じております。

結局、貴職は、「防犯カメラ」の映像に関する貴職の見解に固執し、一歩も譲歩しない姿勢を崩さず、当方が12月11日付FAXの質問に12月14日までに回答するよう要請してもこれを拒絶し、当職らに一方的な要求を押し付ける一方、当職らの質問には一切答えないとの態度を繰り返しているのですから、残念ながら、もはや、貴職とのFAXの交換で協議が進展する可能性はないというほかありません。

4 このように、貴職との間で協議が成立する見通しがないことから、当職らは、本状（本 FAX）により、貴職に対し、伊藤氏と当職らとの本件に関する委任関係が終了した旨を通知します。以後、当方に F A X 等送られても伊藤氏に対し一切法的効果が生じることはないこと、したがって、本件に関し、今後、貴職から当職ら宛の書面送付には対応いたしかねることをご承知置きください。

5 なお、伊藤氏は、西廣弁護士に対し、12月12日付で公表した文書「西廣陽子弁護士のステートメントについての伊藤詩織の見解」において表明したとおり、西廣弁護士の声の録音について2024年7月の会合で直接謝罪し、削除できることを伝え、「西廣弁護士を深く傷つけたことを反省し、あらためてお詫び」しており、さらに「元弁護団の方々への感謝の気持ちを、今も変わらず持ち続け」、現在も、西廣弁護士との直接の対面での対話を望んでいることを申し添えます。

以上

ⁱ https://note.com/shiki_4seasons/n/n2c4c1e40d39b

添付資料

「伊藤詩織さんの映画をめぐる会見について、弁護士として考えたこと」

弁護士 富増四季 note

なお、当該ブログには、420件以上の賛同「いいね」が貼付されております。